

新

県土整備局公共工事グリーン調達基準

1～5 略

附 則

略

この基準は、令和7年2月17日から適用する。

別表第 1

特定調達品 目名	分類	品目名		品目ごとの 判断の 基準	使用用途 及び配慮 事項
		(品目分類)	(品目名)		
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	別表第 2	別表第 6
			土工用水砕スラグ		
			銅スラグを用いたケーソン 中詰め材		
			フェロニッケルスラグを用 いたケーソン中詰め材		
		地盤改良材	略		
		コンクリート用スラグ 骨材	略		
		アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物		
		小径丸太材	略		
		混合セメント	略		
		セメント	略		
		コンクリート及びコン クリート製品	透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
		吹付けコンクリート	略		
		塗料	略		
		防水	略		
		園芸資材	略		
		道路照明	略		
		中央分離帯ブロック	略		
		建具	略		
		製材等	略		
		フローリング	略		
		木材・プラスチック複 合材製品	略		
		照明機器	略		
		変圧器	略		
		空調用機器	略		
		衛生器具	略		
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
			合板型枠		

分類：建設機械～目的物 略

別表第 2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第 2 項第 1 号関係）

盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）を満たすこと。
------	---------------	---

旧

県土整備局公共工事グリーン調達基準

1～5 略

附 則

略

(追加)

別表第 1

特定調達品 目名	分類	品目名		品目ごとの 判断の 基準	使用用途 及び配慮 事項
		(品目分類)	(品目名)		
公共工事	資材	盛土材等	(追加)	別表第 2	別表第 6
			土工用水砕スラグ		
			銅スラグを用いたケーソン 中詰め材		
			フェロニッケルスラグを用 いたケーソン中詰め材		
		地盤改良材	略		
		コンクリート用スラグ 骨材	略		
		(追加)	(追加)		
		小径丸太材	略		
		混合セメント	略		
		セメント	略		
		コンクリート	透水性コンクリート		
		(追加)	(追加)		
		吹付けコンクリート	略		
		塗料	略		
		防水	略		
		園芸資材	略		
		道路照明	略		
		中央分離帯ブロック	略		
		建具	略		
		製材等	略		
		フローリング	略		
		木材・プラスチック複 合材製品	略		
		照明機器	略		
		変圧器	略		
		空調用機器	略		
		衛生器具	略		
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
			(追加)		

分類：建設機械～目的物 略

別表第 2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第 2 項第 1 号関係）

盛土材等	(追加)	(追加)
------	------	------

新旧対照表

新

盛土材等（土工用水砕スラグ）～コンクリート用スラグ骨材（電気炉参加スラグ骨材）略

<u>アスファルト混合物</u>	<u>中温化アスファルト混合物</u>	<u>○加熱アスファルト混合物において、通常混合物と比較して 10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造されるアスファルト混合物であること。</u>
------------------	---------------------	---

備考）「通常混合物」とは、主に使用アスファルトの温度－粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物のこと。

小径丸太材（間伐材）～セメント（エコセメント）略

<u>コンクリート及びコンクリート製品</u>	透水性コンクリート	○透水係数 1×10 ⁻² cm/sec 以上であること。
-------------------------	-----------	--

備考）略

<u>鉄鋼スラグ水和固化体</u>	<u>鉄鋼スラグブロック</u>	<u>○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</u>
		<u>別表</u>
		<u>種類</u>
		<u>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</u> <u>電気炉酸化スラグ</u>

吹付コンクリート（フライアッシュを用いた吹付コンクリート）～建具（断熱サッシ・ドア）略

製材等	製材	略
	単板積層材 直交集成板	略

備考）1～3 略
4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
（略）

<u>フローリング</u>	<u>フローリング</u>	略
---------------	---------------	---

備考）1～3 略
4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
ア. 基材に木材を使用したものにおいては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外においては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
イ. （略）
5 （略）
木材・プラスチック複合材製品（木材・プラスチック再生複合材製品）～コンクリート用型枠（断熱サッシ・ドア）略

旧

盛土材等（土工用水砕スラグ）～コンクリート用スラグ骨材（電気炉参加スラグ骨材）略

<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
-------------	-------------	-------------

（追加）

小径丸太材（間伐材）～セメント（エコセメント）略

<u>コンクリート（追加）</u>	透水性コンクリート	○透水係数 1×10 ⁻² cm/sec 以上であること。
-------------------	-----------	--

備考）略

<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
-------------	-------------	-------------

吹付コンクリート（フライアッシュを用いた吹付コンクリート）～建具（断熱サッシ・ドア）略

製材等	製材	略
	単板積層材 直交集成板	略

備考）1～3 略
4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にとっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
（略）

<u>フローリング</u>	<u>フローリング</u>	略
---------------	---------------	---

備考）1～3 略
4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
ア. 基材に木材を使用したものにおいては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外においては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
イ. （略）
5 （略）
木材・プラスチック複合材製品（木材・プラスチック再生複合材製品）～コンクリート用型枠（断熱サッシ・ドア）略

新旧対照表

新

コンクリート 用型枠	合板型枠	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
---------------	------	--

備考）

1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。

3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年2月 18 日）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

別表第3～5 略

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項（第2項第1号関係）

盛土材等～鉄鋼スラグ水和固化体 略		
-------------------	--	--

（削除）	（削除）	（削除）
-----------------	-----------------	-----------------

中央分離帯ブロック～変圧器 略

コンクリート 用型枠	再生材量を使用した型枠	略
	合板型枠	①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

別表第7、8 略

旧

コンクリート 用型枠	（追加）	（追加）
---------------	-----------------	-----------------

（追加）

別表第3～5 略

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項（第2項第1号関係）

盛土材等～鉄鋼スラグ水和固化体 略		
-------------------	--	--

道路照明	環境配慮型道路照明	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
------	-----------	---

中央分離帯ブロック～変圧器 略

コンクリート 用型枠	再生材量を使用した型枠	略
	（追加）	（追加）

別表第7、8 略